

議案第 7 号

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 9 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区保育所条例の一部を改正する条例

墨田区保育所条例（昭和 3 6 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

付則に次の 1 項を加える。

- 1 3 次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、令和 7 年 9 月 2 2 日から墨田区規則で定める日までの間は、別表の規定にかかわらず、次の表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
墨田区東駒形保育園	墨田区東駒形四丁目 2 2 番 6 号

付 則

この条例は、令和 7 年 9 月 2 2 日から施行する。

（提案理由）

墨田区東駒形保育園の再整備工事の実施に伴い、当該工事期間中、当該保育園を仮園舎に移転する必要がある。